

住民自治活動推進交付金交付要綱

(平成19年3月6日決定)

(目的)

第1条 この要綱は、町内各地域において、住民自治活動を担う住民会に対する住民自治活動推進交付金(以下「交付金」という。)の交付に関し、必要な事項を定め、もって協働のまちづくりと、各地域における自主的な判断に基づく住民自治活動の推進に資することを目的とする。

(交付金の交付)

第2条 町長は、町との連携・協力と各地域における自主的な住民自治活動を推進する住民会に対し、予算の範囲内において交付金を交付する。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、1住民会あたり、次に掲げる基準により算出した額の合計額(1,000円未満切捨て)とする。ただし、町長が特に必要と認める住民会については、加算して交付することができる。

(1) 均等割額 160,000円

(2) 世帯割額 当該住民会地区の世帯数に400円(郡部地区の住民会にあっては400円を加算)を乗じて得た額

(3) 福祉対策額

ア 高齢者対策 当該住民会地区の65歳以上の人口に500円を乗じて得た額

イ 青少年対策 当該住民会地区の15歳以下の人口に250円を乗じて得た額

2 前項第2号の世帯数及び、第3号の人口については、交付金を交付する前年の9月末日現在における住民基本台帳登録数とする。

(交付の時期)

第4条 交付金の交付の時期は、5月末日までとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(交付手続)

第5条 交付金の交付を受けようとする住民会は、住民自治活動推進交付金交付申請書(別記様式第1号)に、当該住民会の収支予算書又は交付金の使途を明らかにする書類を添えて、町長に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 町長は、交付金が各住民会における自主的な判断により活用されるために交付されるものとの趣旨から、申請のあった交付金が、当該住民会の運営又は自治活動の推進に供されないと明らかに認められる場合を除き、速やかに交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第7条 交付金の交付を受けた住民会は、交付金の費消実績について、町長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、住民自治活動推進交付金実績報告書(別記様式第2号)に、当該住民会の収支決算書又は、交付金の使途実績が明らかとなる書類を添えて、町長が定める期日までに提出するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(行政推進事務交付金交付要綱の廃止)
- 2 行政推進事務交付金交付要綱(平成14年4月23日決定)は廃止する。
(文書配付等謝礼金交付要綱の廃止)
- 3 文書配付等謝礼金交付要綱(平成14年11月30日決定)の廃止は廃止する。
(上富良野町住民会長連合会補助金交付要綱の廃止)
- 4 上富良野町住民会長連合会補助金交付要綱(平成18年3月1日決定)の廃止は廃止する。
(敬老会開催交付金交付要綱の廃止)
- 5 敬老会開催交付金交付要綱(平成15年4月18日決定)の廃止は廃止する。